

大崎地域広域行政事務組合障害者活躍推進計画【事務局】

(令和2年4月)

大崎地域広域行政事務組合管理者

機関名	大崎地域広域行政事務組合事務局
任命権者	管理者
計画の趣旨	本計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)第7条の3第1項の規定に基づき、大崎地域広域行政事務組合において、障害者の活躍の場の拡大のための取組を実施することを目指して策定したものの。
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日(3年間)
組合事務局における障害者雇用に関する課題	・法定雇用率を上回っているものの、障害者の雇用や働きやすい職場づくりなど十分な組織的な環境整備ができていない部分がある。
目標	
採用に関する目標及び定着に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ・法定雇用率を下回らないこと ・研修やセミナーへの参加等による障害に関する理解促進・啓発 ・障害がある場合にも働きやすい職場環境作り(周囲に相談しやすい環境づくり)
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用推進者として事務局長兼総務課長を選任する。 ・障害者職業生活相談員の選任義務(障害者を5名以上雇用する事業所)が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ・障害によってできること・できないことをヒアリングし当事者の就労しやすい環境づくりに努める。 ・定期的な面談等により業務への取り組み状況を把握する。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

大崎地域広域行政事務組合障害者活躍推進計画【教育委員会】

(令和2年4月)

大崎地域広域行政事務組合教育委員会 教育長

機関名	大崎地域広域行政事務組合教育委員会
任命権者	教育長
計画の趣旨	本計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)第7条の3第1項の規定に基づき、大崎地域広域行政事務組合において、障害者の活躍の場の拡大のための取組を実施することを目指して策定したものである。
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日(3年間)
組合事務局における障害者雇用に関する課題	・法定雇用率を上回っているものの、障害者の雇用や働きやすい職場づくりなど十分な組織的な環境整備ができていない部分がある。
目標	
採用に関する目標及び定着に関する目標	・法定雇用率を下回らないこと ・研修やセミナーへの参加等による障害に関する理解促進・啓発 ・障害がある場合にも働きやすい職場環境作り(周囲に相談しやすい環境づくり)
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	・障害者雇用推進者として教育次長兼総務課長兼センター長を選任する。 ・障害者職業生活相談員の選任義務(障害者を5名以上雇用する事業所)が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ・障害によってできること・できないことをヒアリングし当事者の就労しやすい環境づくりに努める。 ・定期的な面談等により業務への取り組み状況を把握する。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	・身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 その他	・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。